

## 他の自治体との相互利用について

【自治体】古賀市・福岡市・北九州市の3市間

熊本市・福岡市・北九州市の3市間（古賀市—熊本市の相互連携は現在無し）

横須賀市・鎌倉市・逗子市の3市間

（7月から制度導入予定の岡山市と、既に導入している総社市が相互利用の予定）

- ・市外へ転居しても効力が失われない。
- ・転出してもパートナーシップ制度の申請手続きをし直さなくて良いので、手続き負担や申請を誰かに見られることのリスクが減少する。
- ・パートナーシップを結んでから他の自治体で法律婚をすることを防ぐことができる。  
（パートナーシップ制度の申請時には婚姻の有無が確認できる書類を提出するが、法律婚をするときにはパートナーシップの有無を確認する書類の提出は求められないため）

《運用例—横須賀市・鎌倉市・逗子市—》

転出時に継続利用申請を行うことで、転入先でも宣誓が継続し、交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証を継続して使用できるようにし、利用者の手続き負担と精神的な負担の軽減を図る。

- ・現状、横須賀市・鎌倉市・逗子市のパートナーシップ制度対象者の要件はほぼ一致している。横須賀市・逗子市が同居を要件としていないのに対し、鎌倉市は同居を要件としているが、「同一所在地に住所を有することのできない特別な事情がある場合は、この限りではない」とある。

※自治体間相互利用の詳細に関しては以下の通り

（参考：「逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」）

### 継続利用申請の条件

三市間で二人が同一区域に住所を移動する場合

（「横須賀市パートナーシップ宣誓証明ガイドブック」には「お二人が同じ自治体へ転出する場合のみ、継続使用届出書をご提出できます」とあるので、「同一区域内」は「同一自治体」と考えるのが妥当と思われる。）

### 交付条件が異なる自治体との相互利用

宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用される。

### プライバシー保護

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転居した場合の書類の送付は、メールの場合はパスワードの設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用する。

〈参考〉横須賀市・鎌倉市・逗子市における宣誓の対象者の要件

横須賀市	鎌倉市	逗子市
1 成年であること	1 成年に達していること	1 成年であること
2 横須賀市民であること (転入予定の方を含む)	2 互いを人生の伴侶として、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した2人であること。	2 逗子市民であること、または転入を予定していること
3 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。	3 双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。	3 結婚していないこと(配偶者がいないこと)
4 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)	4 住所について次のいずれかに該当すること。 <b><u>ただし、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合は、この限りではない。</u></b> ア 双方が鎌倉市内の同一住所に居住しかつ住民登録があること。 イ 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の一方が鎌倉市内の相手方の住所へ転入を予定していること。 ウ 双方が鎌倉市内の同一住所への転入を予定していること。	4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
	5 双方が近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)	5 宣誓者同士が近親者でないこと